

令和7年度滋賀県重症心身障害者等施設整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、滋賀県重度障害者地域包括支援事業実施要綱（令和7年(2025年)4月1日施行、以下「実施要綱」という。）に基づき社会福祉法人等が行う整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第2条 この補助金の交付対象者は、実施要綱第2条の（8）に規定する事業を実施する社会福祉法人等および滋賀県内で医療的ケア児者の受入れを行う施設を運営しようとする団体等とする。

（補助金の額および算定方法）

第3条 補助金の交付額は、別表1、別表2、別表3、別表4または別表5の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基準額」という。）に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

2 施設整備および設備整備に要する経費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) その他整備費として適当と認められない費用
- (3) 目的とする効果に対して必要と認められない設備整備に要する費用

（交付申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事の定める日までに1部提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容のうち次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物等の規模、構造（建物の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員または利用定員
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に定められた期間を経過するまで、知事の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付しまたは担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について、証拠書類を整備し、当該帳簿および証拠書類を事業完了後 10 年間保管しておかなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、事業の実施状況について次により知事に報告しなければならない。ただし、小規模の工事または設備・備品の購入であって、補助事業者の経理規程に基づき入札の方法ではなく、複数の見積比較により工事請負業者を決定する場合は(1)および(2)の報告書を提出する必要はないものとする。

- (1) 補助事業者が、請負工事契約（入札）を実施しようとする場合、様式第2号の1により契約方法および入札参加業者事前報告書を入札実施の通知日の1週間前までに提出しなければならない。
- (2) 補助事業者が請負工事契約を締結した場合、様式第2号の2により契約内容（入札結果）報告書を契約締結後、1週間以内に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、様式第2号の3により工事に着工した日から2週間以内に工事着工報告を行うとともに、各月末現在の工事進捗状況について翌月 15 日までに報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、事業完了後1か月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払方法）

第8条 規則第15条に規定する補助金の交付方法は、精算払とする。ただし、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは様式第4号に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（契約手続）

第10条 補助事業者が行う施設整備等に係る契約の手続については、補助事業者の経理規程等に即して実施するとともに、第6条(1)および(2)に定める報告を遵守しなければならない。また、同契約について、一括下請を認めてはならない。

2 前項に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

（標準事務処理期間）

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条第1項の規定による交付申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条第1項の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条第1項の規定に基づく実績報告、第8条第2項の規定に基づく概算払請求および第9条の規定に基づく消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第13条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、その都度これを定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行し、令和7年度の事業に適用する。

別表 1

【 施設整備 】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
重症心身障害者等を受入可能な施設として整備されるグループホームまたは生活介護事業所の新規創設 (※1)	20,000千円以内	○施設の整備に必要な工事費または工事請負費（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備等を含む。） ）および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理費等をいい、その額は補助の対象となる工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、本事業以外の補助を受けている場合にあっては、当該補助額を補助率で割り戻した額（当該補助対象となる事業費相当額）を控除した額とする。	3／4

(※1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金が採択された事業に限る。機械設備を活用した入浴が可能な広さと強度を備えた浴室と脱衣室を整備すること。（グループホームの場合：床面積 15 m²以上、生活介護事業所の場合：床面積 45 m²以上）。また、グループホームの場合は、各居室等にスプリンクラーを設置すること。

別表 2

【 設備整備 】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
重症心身障害者等の入浴介助に必要な機械浴槽等設備の購入・設置	5,000千円以内	設備の購入、設置に要する経費（取付工事費用含む）	3／4

別表 3

【 個室（専用スペース）整備 】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
強度行動障害者の支援に必要となる個室等（専用スペース）の設置のための改修および新規創設 （※2）	5,000千円以内	個室および専用スペースを確保するために必要な施設の改修費用	3 / 4

（※2）個室（専用スペース）等は、十分な広さと安全性を有するとともに、災害時においても安全確保に配慮された構造とすること。

別表 4

【 施設整備 】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
重症心身障害者等を受入可能な施設として整備されるグループホームの新規創設	39,067千円以内 （ただし、短期入所（定員2名以下）を併設する場合は8,600千円加算、短期入所（定員3名以上）を併設する場合は17,200千円加算）	○施設の整備に必要な工事費または工事請負費（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備等を含む。） ）および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理費等をいい、その額は補助の対象となる工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、本事業以外の補助を受けている場合にあっては、当該補助額を補助率で割り戻した額（当該補助対象となる事業費相当額）を控除した額とする。	3 / 4

別表 5

【 設備整備・備品購入 】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受入に必要な設備整備、送迎用自動車等備品購入・設置 (※3)	2,000千円以内	・医療的ケア児等の新たな受入に必要な設備の購入、設置に要する経費（取付工事費用含む） ・医療的ケア児等の新たな受入に必要な送迎用自動車や備品購入に要する費用（取付工事費用含む）	1 / 2

(※3) テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児等の支援に直接関係しない設備等は対象外とする。